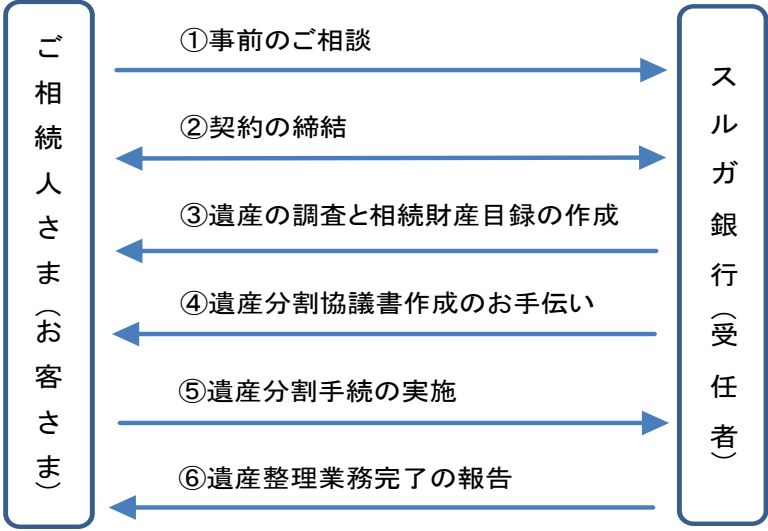


# 遺産整理業務 商品概要説明書

(2020年4月1日現在適用中)

1. 商品名	・ 遺産整理業務
2. ご利用いただける方	・ 個人の方
3. サービス内容	<p>・ 相続人さま等全員と委任契約を締結することにより、相続人さま等に代わって、次のような遺産相続手続の事務を行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 事前のご相談 相続人さま等から相続人の状況、遺産の概要、遺言書の有無等をお伺いし、相続・遺産分割の実施に必要な書類や手続、スケジュール等についてアドバイスをいたします。</li> <li>② 委任契約の締結 相続人さま等全員と当社の間で「遺産整理業務に関する委任契約」を締結します。この契約の中で相続人代表の方を決めていただき、遺産整理の際の窓口となっていただきます。</li> <li>③ 遺産の調査と相続財産目録の作成 相続人さま等にご協力いただき、遺産や債務について調査し、「相続財産目録」を作成いたします。なお、この段階で登記済証、預貯金通帳等、その他遺産分割の手続のために必要となる書類などをお預かりいたします。</li> <li>④ 遺産分割協議作成のお手伝い 遺言書がない場合、相続人さま全員で遺産の分割方法について協議を行い、「遺産分割協議書」を作成していただきます。作成にあたっては、記載方法等についてアドバイスをいたします。</li> <li>⑤ 遺産分割手続の実施 「遺産分割協議書」に基づき、不動産・預貯金・有価証券等の名義書換や換価処分手続を行います。</li> <li>⑥ 遺産整理業務完了のご報告 遺産分割の全ての手続を実施のうえ、「遺産整理終了報告書」を作成し、相続人さま等に遺産整理業務の完了を報告いたします。</li> </ol> <p>【仕組み】</p> 

# 遺産整理業務 商品概要説明書

(2020年4月1日現在適用中)

4. 手数料・報酬	<p>・相続人さま等との間で締結した「遺産整理に関する委任契約書」の規定にて定めた遺産整理報酬を申し受けます。具体的には次のとおりです。 遺産整理対象財産の相続税評価額に以下の料率を乗じた、①と②の合計額 ただし、合計額が110万円(税込)に満たない場合は110万円(税込)で算出。</p> <p>①当社の預金・預り資産 … 0.330%(税込) ②上記①以外の財産</p> <ul style="list-style-type: none"><li>5千万円以下の部分 … 2.200%(税込)</li><li>5千万円超 1億円以下の部分 … 1.650%(税込)</li><li>1億円超 2億円以下の部分 … 1.100%(税込)</li><li>2億円超 3億円以下の部分 … 0.880%(税込)</li><li>3億円超 5億円以下の部分 … 0.550%(税込)</li><li>5億円超の部分 … 0.440%(税込)</li></ul>
5. その他参考となる事項	<p>・ご相続の状況によっては、ご希望にそえないこともございますので、あらかじめご了承ください。</p>
6. 当社が契約している指定紛争解決機関	<p>・一般社団法人信託協会(※当商品に関し信託協会に時効の中断効はありません。) 連絡先 信託相談所 電話番号 0120-817-335 または 03-6206-3988</p>